

## 誓約書

私は、公共工事等の重要性を十分認識し、建設業法等関係法令を遵守するとともに、総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号。以下「条例」という。）の基本理念を理解し、次の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明したときは、総社市が行う契約解除、指名停止等の一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、このことについて総社市が岡山県警察本部に照会することについても同意します。

### 記

- 次に掲げる者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
  - 法人である場合 代表者及び役員
  - 個人事業主である場合 代表者
  - 個人である場合 個人本人
- 1の各号に該当する者が、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に関与していないこと。
- 総社市の発注する公共工事その他の事務又は事業において、1から4までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を下請負人とする事。
- 条例第4条及び第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。
- 建設業法や独占禁止法等関係法令を遵守し、談合等の行為または疑義を持たれるような行為は一切しないこと。

令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡 一 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 総社市暴力団排除条例（抄）

### （目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

### （基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、国、県、市民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

### （市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進しなければならない。

### （公共工事等における措置）

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。